

改正案	現行法
<p>(専修学校及び各種学校)</p> <p>第一条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 専修学校の高等課程</p> <p>二 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>(削る。)</p>	<p>(専修学校及び各種学校)</p> <p>第一条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 専修学校の高等課程</p> <p>二 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの</p>

2
·
3
(略)

2
·
3
(略)